

## 富山県とイオン株式会社との連携に関する包括提携協定

富山県（以下、「甲」という。）とイオン株式会社（以下、「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、富山県の一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- (1) ICカードの活用等による地域振興に関すること
- (2) 地産地消の推進、富山の特産品の販売促進に関すること
- (3) 観光や定住交流情報に関すること
- (4) 災害対策、防災、防犯に関すること
- (5) 健康増進及び食育に関すること
- (6) スポーツ振興に関すること
- (7) 高齢者・障害者の支援に関すること
- (8) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること
- (9) 教育・文化の推進に関すること
- (10) 環境対策、緑化推進に関すること
- (11) 県政情報PR・発信に関すること
- (12) その他地域の活性化及び県民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙（乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合は、原則として、当該関係各社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有

効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 23 年 9 月 29 日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事

石井隆一

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

取締役代表執行役社長 岡田元也